

社会福祉法人せいうん会役員報酬規定

（目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人せいうん会役員の報酬に関する事項を定める。

（報酬）

第2条 理事長の報酬は、月額 600,000 円とする。また役員（理事・監事・評議員）が、理事会及び評議員会等に出席した場合、第3条に定める報酬を支給する。

（支給額）

第3条 支給額は、1回あたり 10,000 円とする。ただし、法人職員が役員の場合は支給しない。

（交通費）

第4条 出席に要した交通費を実費相当額支給する。ただし、法人職員が役員の場合は支給しない。

（改正）

第5条 この規定の改正は、理事会の議決を得てから改正する。

附則

この規定は、平成 13 年 9 月 22 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 9 月 1 日より改定する。

社会福祉法人せいうん会役員報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人せいうん会役員の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 理事長の報酬は、月額800,000円とする。また役員(理事・監事・評議員)が、理事会及び評議員会等に参加した場合、第3条に定める報酬を支給する。

(支給額)

第3条 支給額は、1回あたり10,000円とする。ただし、法人職員が役員の場合は支給しない。

(交通費)

第4条 出席に要した交通費を実費相当額支給する。ただし、法人職員が役員の場合は支給しない。

(改正)

第5条 この規定の改正は、理事会の議決を得てから改正する。

附則

この規定は、平成13年9月22日から施行する。

この規定は、平成19年11月28日より改訂する